

令和8年度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在、岡山市内に所有している償却資産の内容について、市へ申告を行う義務があります。

つきましては、この『申告の手引き』をご確認のうえ申告書を作成し、期限までに提出してくださるようお願いします。

申告期限 令和8年2月2日（月）

申告期限が近づくと、窓口が非常に混雑するため、令和8年1月20日（火）までの提出にご協力ください。

- 申告書は資産の所在する区ごとに作成し、課税管理課償却資産係へまとめて提出してください（区役所や市税事務所への提出ではありません）。
- 申告書を郵送で提出される方で、受付印を押した控用の返送が必要な場合、提出用と控用を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封が無い場合は返送いたしかねます。なお、事務の都合上、返送までに長い場合で2週間ほどお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。

償却資産の申告は便利な電子申告をぜひご利用ください！

岡山市では、地方税ポータルシステム(eLTAX: エルタックス)を利用して、インターネットによる申告を受け付けています。

なお、サービスの利用方法などの詳細は、eLTAX ホームページをご覧ください。またはP10に記載のeLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAX 地方税ポータルシステムサイト
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



エルタックス 🔍 検索



しょうちゃん

【申告書提出先・問い合わせ先】

岡山市役所 財政局 税務部 課税管理課 償却資産係
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目2番3号（分庁舎3階）
電話（086）803-1181

（岡山市償却資産申告推進キャラクター）



ともこちゃん

目 次

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは	1
2 資産の種類ごとの主な償却資産	1
3 業種ごとの主な償却資産	2
4 建物附属設備の取扱い	3
5 少額資産の取扱い	3
6 リース資産の取扱い	4
7 特殊自動車の取扱い	4
8 申告もれ・申告誤りの多い資産	4

II 固定資産税（償却資産）の課税

1 納税義務者	5
2 評価額	5
3 課税標準額	6
4 免税点	6
5 税額	6
6 過年度更正	6
7 納期限	6
8 非課税	6
9 課税標準の特例	6～8
10 国税との主な違い	8

III 償却資産の申告

1 申告していただく方	9
2 提出する書類	9～10
3 eLTAX（電子申告）	10
4 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入と本人確認	10
5 申告の期限	11
6 申告書の提出先	11
7 申告書の入手方法	11
8 不申告・虚偽申告の取扱い	11
9 国税資料の閲覧および実地調査等への協力をお願い	11
10 申告書の記入例	12～17

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権・その他の無形減価償却資産や、自動車税種別割・軽自動車税種別割の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		具体例	
1	構築物	構築物	舗装、橋、門、塀、緑化施設、看板、広告塔、カーポート、排水溝、下水道接続工事、造成（国税上構築物に区分するもの）等
		建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、屋外給排水設備、特定の生産・業務用の設備、賃借人（テナント入居者）が取り付けした内装・造作・設備 等 ◇ 詳細は3ページの「建物附属設備の取扱い」をご参照ください。
2	機械及び装置	金属・印刷・縫製などの製造加工機械、土木建設機械、工作機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備（建材型を除く）等	
3	船舶	ボート、ヨット、漁船、貨物船、遊覧船、一般船舶 等	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車 等 ◇ 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車を除きます。 ◇ 詳細は4ページの「特殊自動車の取扱い」をご参照ください。	
6	工具、器具及び備品	机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、陳列ケース、パソコン、プリンター、LAN配線、ロッカー、金庫、コピー機、医療機器、理・美容機器、各種工具、営業用備品 等	

3 業種ごとの主な償却資産

業種	具体例
共通	受変電設備、舗装、看板、机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、LAN配線、パソコン、プリンター、エアコン、金庫、テレビ 等
不動産賃貸業	駐車場舗装、浄化槽、緑化施設、擁壁、フェンス、自転車置場、屋外の給排水・ガス・電気・照明設備、防犯カメラ 等
売電業	太陽光発電設備（建材型で家屋として評価されるものを除く。また、住宅用家屋の屋根に取り付けている場合は10kW以上のもの。） 等
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等）、コンクリートカッター、破碎機、ミキサー、測量機器、発電機 等
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、溶接機、梱包機、測定工具、検査工具 等
自動車整備業 ガソリン販売業	旋盤、プレス、溶接機、測定工具、検査工具、洗車機、スチームクリーナー、オートリフト、オイルチェンジャー、コンプレッサー、ジャッキ、地下タンク、ガソリン計量器、独立キャノピー 等
小売業	冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、陳列ケース、陳列棚、自動販売機 等
飲食業	冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、レジスター、厨房設備、放送設備、机、椅子 等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、店内放送設備、防犯監視設備、カラオケ機器、ボウリング場用設備 等
医業・歯科医業	レントゲン機器、手術機器、消毒殺菌用機器、調剤機器、心電計、血圧計、医療用ベッド、歯科診療用ユニット 等
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌器、パーマ器、ドライヤー、サインポール、テレビ 等
宿泊業	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫 等
農業	ビニールハウス・倉庫・温室・堆肥舎（家屋として評価されるものを除く）、田植機・トラクター・コンバイン（大型特殊自動車に該当するもの）、管理機、耕運機、乾燥機、脱穀機、粃摺り機、ドローン 等
漁業	漁船、船外機、GPS、魚群探知機、巻き上げ機、魚網、いけす 等

4 建物附属設備の取扱い

家屋（建物）に取り付けられた設備は、償却資産と家屋に区分して評価されます。償却資産に区分されるものは申告対象です。

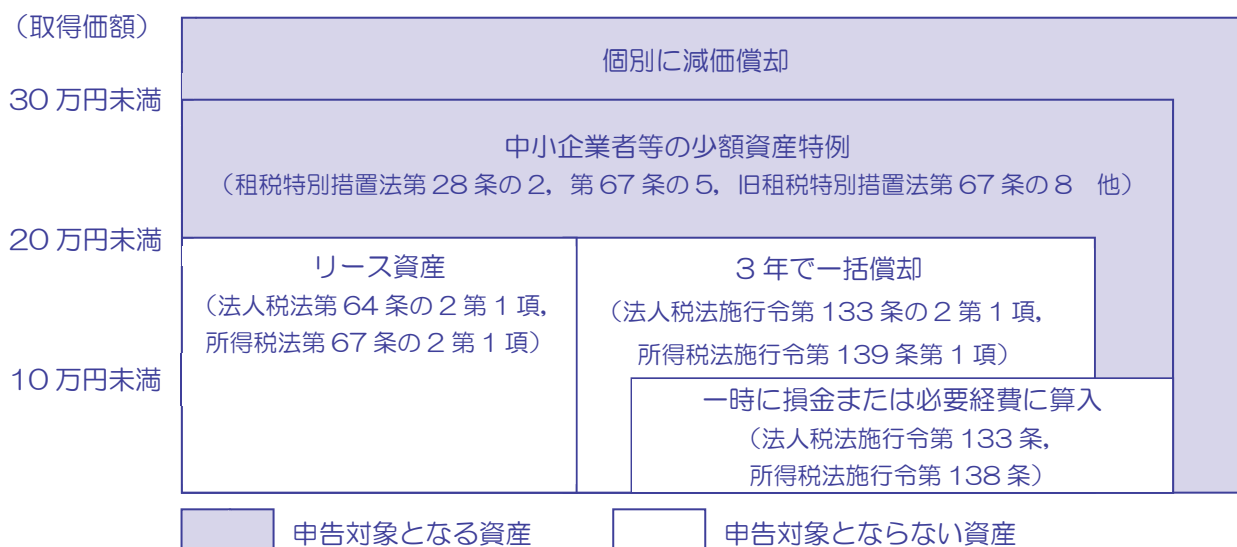
- 下表の区分に関わらず、特定の生産・業務用の設備は、償却資産の申告対象です。例えば、工場内の製造用機械を動かすための動力配線設備、工場内の集塵設備、工業用水道配管・汚水配管、熱処理用のボイラー設備、ホテルや病院の厨房設備・洗濯設備などです。
- 下表の区分に関わらず、賃借人（テナント入居者）が自らの事業の用に供するために取り付けた設備は、償却資産の申告対象であり、賃借人に申告の義務があります。

【主な設備の償却資産と家屋の区分】

種類	償却資産に区分されるもの	家屋に区分される（家屋評価に含まれる）もの
電気設備	自家発電設備，受変電設備，ネオンサイン，電話機，電球，LAN 設備，中央監視装置 等	電灯・コンセント配線，電話配線，分電盤，火災報知設備，インターホン設備 等
給排水衛生設備	屋外の給排水設備，浄化槽，局所式給湯設備（電気温水器用・湯沸器用） 等	中央式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等），洗面器，便器，浴槽 等
空調設備	ルームエアコン（壁掛型） 等	ルームエアコン（埋込型） 等
消火設備	消火器，避難器具，ホース及びノズル 等	屋内の消火栓・スプリンクラー 等
その他	太陽光発電設備（建材型を除く），ベルトコンベア，垂直搬送機，機械式駐車設備 等	太陽光発電設備（建材型），避雷設備，エレベーター，エスカレーター 等

5 少額資産の取扱い

少額の資産のうち、租税特別措置法を適用して損金算入した資産や、個別に減価償却している資産は、償却資産の申告対象です。



6 リース資産の取扱い

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）の場合、原則として、貸主（リース会社など）に申告の義務があります。

リース期間終了後に借主が無償で譲渡されることになっている資産など、実質的に所有権留保付割賦販売とみなされるリース資産については、借主に申告の義務があります。

7 特殊自動車の取扱い

特殊自動車のうち、大型特殊自動車に該当するものは、ナンバー登録の有無にかかわらず、償却資産の申告対象です。

特殊自動車の種類および具体例	大型特殊自動車の要件 (償却資産の申告対象となる要件)
(農耕車) 農耕トラクタ, 農業用薬剤散布車, 刈取脱穀作業車, 田植機, 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度 35km/時以上であること
(農耕車以外) ショベル・ローダ, タイヤ・ローラ, ロード・ローラ, グレーダ, ロード・スタビライザ, スクレーパ, ロータリ除雪自動車, アスファルト・フィニッシャ, タイヤ・ドーザ, モータ・スイーパー, ダンプ, ホイール・ハンマ, ホイール・ブレーカ, フォーク・リフト, フォーク・ローダ, ホイール・クレーン, ストラドル・キャリヤ, ターレット式構内運搬自動車, 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車, 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	① 長さ 4.70m を超える ② 幅 1.70m を超える ③ 高さ 2.80m を超える ④ 最高速度 15km/時 を超える ①～④のうち、いずれか一つでも該当があること
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	—

※大型特殊自動車は、ナンバープレートを取得している場合、分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」、「9」「90 から 99」、「900 から 999」となっています。

8 申告もれ・申告誤りの多い資産

(1) 申告が必要な資産（事業の用に供することができる場合に限る）

- ・簿外資産
- ・遊休資産、未稼働資産
- ・耐用年数を経過した（減価償却が終了した）資産
- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・赤字決算等の理由で減価償却していないが、税務会計上、減価償却の対象となる資産
- ・改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産

(2) 申告が必要ではない資産

- ・無形固定資産（ソフトウェア、営業権（のれん）、商標権、特許権等）
- ・馬、牛、果樹、その他の生物（観賞用、興行用生物を除く）
- ・繰延資産（創立費、開業費、開発費等）、棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ・時の経過により価値が減少しない美術品等（取得価額 100 万円以上のもの等）
- ・耐用年数が 1 年未満の資産

Ⅱ 固定資産税（償却資産）の課税

1 納税義務者

令和8年1月1日現在の償却資産の所有者

2 評価額

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にして、償却資産1件ごとに計算して評価額を算出します。毎年度、計算を繰り返して評価額を減少させますが、評価額の下限は取得価額の5%です。

(1) 前年中に取得した資産 : 取得価額 × 減価残存率① = 評価額

(2) 前年前に取得した資産 : 前年度評価額 × 減価残存率② = 評価額

【減価残存率表】

耐用 年数	減価残存率①	減価残存率②	耐用 年数	減価残存率①	減価残存率②	耐用 年数	減価残存率①	減価残存率②
	前年中取得 (1-R/2)	前年前取得 (1-R)		前年中取得 (1-R/2)	前年前取得 (1-R)		前年中取得 (1-R/2)	前年前取得 (1-R)
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926
11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928

※R…耐用年数に応ずる減価率

【評価額の計算例】

取得価額：250,000 円，取得年月：令和7年5月，耐用年数：4年 のパソコンの場合
(取得価額の5%…12,500円，減価残存率①…0.781，減価残存率②…0.562)

令和8年度 : 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

令和9年度 : 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

令和10年度 : 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和11年度 : 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和12年度 : 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和13年度 : 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 12,500 円

※令和13年度で取得価額の5%より小さくなるため、以降の評価額は12,500円で留めます。

3 課税標準額

1つの区の区域内に所在する資産の評価額の合計（区ごとの評価額の合計）が、課税標準額となります。

4 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合、その区は課税されません。

5 税額

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切り捨て)
--------------------------	---	--------------	---	---------------------

6 過年度更正

令和 7 年 1 月 1 日以前に、資産の増加または減少があった、もしくは資産の内容等の修正があった場合、令和 8 年度（現年度）だけでなく、増加・減少・修正の翌年度まで遡及して税額の再計算をします。なお、遡及は最大 5 年を限度とします。

7 納期限

4 月末日（1 期）、7 月末日（2 期）、9 月末日（3 期）、12 月 25 日（4 期）です。土日祝日の場合はその翌日となります。

8 非課税

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する資産を所有されている方は、償却資産申告書（表紙）の備考欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に『非課税該当』と記入のうえ、「固定資産税及び都市計画税非課税減免申請書」に必要事項を記入し、非課税の対象であることを証する資料と合わせてご提出ください。

9 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、償却資産申告書（表紙）の備考欄及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に『特例該当』と記入のうえ、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書」に必要事項を記入し、特例の対象であることを証する資料と合わせてご提出ください。

(1) 先端設備等導入計画の認定を受けた償却資産（地方税法附則第15条第43項）

中小企業等経営強化法に基づき、中小事業者等（資本金1億円以下など）が、市の「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」の認定を受けた後に取得した新規の機械及び装置等について、一定の要件を満たす設備には、下記のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

① 対象資産

資産の種類	取得価額
機械及び装置	160万円以上
測定・検査工具	30万円以上
器具・備品	30万円以上
建物附属設備（償却資産に区分されるものに限る）	60万円以上

※年平均の投資利益率が5%以上になることが見込まれる投資計画に記載された設備

② 軽減措置内容

設備の取得期間	賃上げ表明	適用期間	特例率
R5.4.1～R6.3.31	無し	3年間	1/2（1/2軽減）
	有り	5年間	1/3（2/3軽減）
R6.4.1～R7.3.31	無し	3年間	1/2（1/2軽減）
	有り	4年間	1/3（2/3軽減）
R7.4.1～R9.3.31	有り（賃上げ率1.5%以上）	3年間	1/2（1/2軽減）
	有り（賃上げ率3.0%以上）	5年間	1/4（3/4軽減）

③ 提出書類

償却資産申告書と合わせて以下の書類を提出してください。

(ア) 固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書

(イ) 認定後に岡山市から郵送された先端設備等導入計画（冊子）の全ページの写し

※以下の写しが含まれていることをご確認ください。

- ・先端設備等導入計画に係る認定について
- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書
- ・先端設備等導入計画に関する確認書
- ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

(ウ) 申告者がリース会社の場合は、以下の写しも提出してください。

- ・リース契約書
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書

(2) その他の課税標準の特例の対象となる主な償却資産

条 (地方税法)	項・号	対象資産	特例率	挙証資料
349条 の3の4		被災代替償却資産	1/2	詳しくはお問い合わせください。
附則 15	2 項 1 号	汚水または廃液処理施設* ¹	1/2* ²	特定施設設置届出書の写し 等
附則 15	2 項 2 号	ごみ処理施設	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書・ 許可証の写し 等
附則 15	2 項 3 号	一般廃棄物の最終処分場	2/3	
附則 15	2 項 4 号	産業廃棄物処理施設	1/3	産業廃棄物処理施設設置許可申請書・ 許可証の写し 等
附則 15	2 項 5 号	下水道除害施設	4/5* ²	除外施設設置等届出書の写し 等
附則 15	25 項 1 号イ	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備* ³)	2/3* ²	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交 付決定通知書の写し 等
	25 項 3 号イ		3/4* ²	
附則 15	25 項 1 号ロ 等	再生可能エネルギー発電設備 (風力・水力・地熱・バイオマス)	2/3* ² 等	再生可能エネルギー発電設備認定通知 書の写し 等

*1…暫定排水基準が適用される業種のみ

*2…わがまち特例により岡山市が定めた特例率

*3…一定の要件を満たす設備が対象（FIT、FIP の認定を受けているものは対象外）

10 国税との主な違い

所得税法・法人税法と取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1 月 1 日）	事業年度
減価償却の方法	定率法 ※一般の資産は、固定資産税評価基準別表 第 15 に定められた減価率を用いる（法人 税法等の旧定率法で用いる減価率と同率）	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額（1 円）

Ⅲ 償却資産の申告

1 申告していただく方

令和8年1月1日現在、事業（製造業、販売業、建設業、サービス業、不動産賃貸業等のすべての事業）の用に供することができる償却資産を岡山市内に所有している方、またはこれらの資産を岡山市内で他に貸し付けている方。

2 提出する書類

（１）一般方式（増減申告）

資産の増減のみを申告される場合、下表の○印の書類を提出してください。

【前年度までに申告されている方】

申告の区分	償却資産申告書 (区ごと)	種類別明細書		注意点
		増加資産・全資産用 (全区一括)	減少資産用 (区ごと)	
資産の増減なし	○	×	×	申告書の表紙「18 備考欄」の『資産増減なし』に○をつけてください。
増加資産のみあり	○	○	×	- 令和7年1月2日～令和8年1月1日の資産の増減について、必要事項を記入してください。 - 令和7年1月1日以前の資産の増減で申告もれとなっていたものについても、必要事項を記入してください。 - 種類別明細書（減少資産用）は、減少または修正があるページのみ提出してください。
減少資産のみあり	○	×	○	
増加・減少資産の両方ともあり	○	○	○	

【はじめて申告される方】

申告の区分	償却資産申告書 (区ごと)	種類別明細書	注意点
		増加資産・全資産用 (全区一括)	
申告資産あり	○	○	全資産を記入してください。
申告資産なし	○	×	申告書の表紙「18 備考欄」の『該当資産なし』に○をつけてください。

（２）電算処理方式（全資産申告）

電算システム等を用いて全資産を申告する場合、償却資産申告書（表紙）及び種類別明細書（増加資産・全資産用）を提出してください。

前年中に増加、減少した資産がある場合には、増減分のみを記入した明細書も合わせて提出してください。

また、以下の事項にご留意ください。

- 償却資産申告書（表紙）には、所有者コードを転記してください。また、資産の種類ごとの課税標準額の合計を記入してください。
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）には、全資産を記入のうえ、資産ごとの課税標準額まで計算してください。
- 前年前に増加した資産がある場合、種類別明細書（増加資産・全資産用）の該当資産の摘要欄に増加申告もれである旨を記入してください。
- 前年前に減少した資産がある場合、償却資産申告書（表紙）の備考欄等に減少申告もれである旨と、該当資産の名称及び減少年月を記入してください。
- 前年前に内容等を修正した資産がある場合、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に修正内容及び修正年月を記入してください。

3 eLTAX（電子申告）

地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用して、インターネットで申告ができます。操作方法等については、eLTAX ホームページや eLTAX ヘルプデスクでご確認ください。

eLTAX ホームページ： <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク：0570-081459【9:00～17:00 受付（土日祝日・年末年始を除く）】

4 個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入と本人確認

（１）個人番号・法人番号の記入

個人の場合は 12 桁の個人番号を、法人の場合は 13 桁の法人番号を記入してください。個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受け付けます。

（２）本人確認（個人番号を記入した申告書を提出する場合）

マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。下表を参考に、確認資料の写しをそれぞれ 1 種類ずつ申告書に添付してください。

本人が申告書を提出する場合		代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料	確認項目	確認資料
番号確認	個人番号カード（裏面） 通知カード（住民票と一致のもの） 住民票（個人番号記載のもの） 等	本人の 番号確認	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード（住民票と一致のもの） 本人の住民票（個人番号記載のもの） 等
		代理人の 身元確認	代理人の税理士証票（表面） 代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証 等
身元確認	個人番号カード（表面） 運転免許証 パスポート 等	代理権 確認	税務代理権限証書 委任状（原本） 等

5 申告の期限

申告期限は、令和8年2月2日（月）です。

申告期限が近づくと、窓口が非常に混雑するため、令和8年1月20日（火）までの提出にご協力ください。

6 申告書の提出先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目2番3号（分庁舎3階）

岡山市役所 財政局 税務部 課税管理課 償却資産係

提出先は、課税管理課償却資産係です（区役所や市税事務所では受付できません）。郵送またはeLTAXによる申告にご協力ください。

申告書を郵送で提出される方で、受付印を押した控用の返送が必要な場合、提出用と控用の用紙を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

7 申告書の入手方法

申告書等、各種様式は、岡山市ホームページからダウンロードするか、課税管理課償却資産係までご請求ください。

🔍 検索

岡山市 償却資産 様式

8 不申告・虚偽申告の取扱い

正当な理由がなく申告をされない場合は、過料が科せられることがあります。また、虚偽の申告には、懲役または罰金が科せられることがあります。

9 国税資料の閲覧および実地調査等への協力をお願い

岡山市は、償却資産の申告内容が適正であるかを確認するため、地方税法第354条の2に基づき、国税資料の閲覧や調査を行っています。

（１）国税資料等の閲覧

所得税または法人税に関する書類について、定期的に税務署での閲覧を行っています。税務署への申告内容と、岡山市への申告内容に差異が見受けられた場合は、申告書の送付や、実地調査・簡易調査等による個別の確認を行うことがあります。

（２）実地調査・簡易調査等

実地調査（資産の所有者や資産の所在地を訪問して資産の状況等を確認する調査）、簡易調査（固定資産台帳を郵送していただき確認する調査）等を行うことがありますので、その際にご協力ください。なお、申告をされない場合は、実地調査等に基づき課税を行う場合があります。

10 申告書の記入例

令和8年度

令和8年 1 月 10 日

岡山市長

(あて先)

償却資産申告書

(償却資産課税台帳)

北区

所有者 コード	1	0000000000001	11	12
修正申告 事由及び 年月日	13	14	15	21 22
				24

① 送付先 (ふりがな) 1 住所 700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1	⑧ 個人番号又は法人番号 0000123456789	⑨ 事業種目 (資本金等の額) 各種商品卸売業 (15 百万円) 昭和45年 6 月 決算期 (6 月)	9 ⑫ 短縮耐用年数の承認 有 ・ 無
2 氏名 (ふりがな) 岡山商店 株式会社	⑩ 事業開始年月 この申告に 答する者の 氏名	⑪ 税理士等の 氏名 大 供 一 郎 (電話 086-803-1181)	10 ⑬ 増加償却の届出 有 ・ 無
② 所有者 (ふりがな) 3 氏名 岡山商店 株式会社 代表取締役 岡 山 太 郎 (屋号)			11 ⑭ 非課税該当資産 有 ・ 無
			12 ⑮ 課税標準の特例 有 ・ 無
			13 特別償却又は圧縮記帳 有 ・ 無
			14 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
			15 青色申告 有 ・ 無

資産の種類	取	得	価	額	⑩
③ 前年前に取得したもの(イ)	④ 前年中に減少したもの(ロ)	⑤ 前年中に取得したもの(ハ)	⑥ 計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
1 構築物	1: 300: 000	0	500: 000	1: 800: 000	16 区内における事業所等資産の所在地及び家屋の所有区分
2 機械及び装置	7: 000: 000	7: 000: 000	20: 000: 000	20: 000: 000	17 借入資産 (リース資産) (有) ・ 無
3 船舶	0	0	0	0	18 備考 (添付書類等) ⑮ 該当する項目に○をつけてください。 ① 資産増減あり → 申告書と種類別明細書を提出してください。 2. 資産増減なし → 申告書のみ提出してください。 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・転出・合併等 (年 月 日)
4 航空機	0	0	0	0	特例該当
5 車両及び運搬具	1: 200: 000	1: 200: 000	1: 500: 000	1: 500: 000	
6 工具、器具及び備品	2: 000: 000	600: 000	0	1: 400: 000	
7 合計	11: 500: 000	8: 800: 000	22: 000: 000	24: 700: 000	
※岡山市処理欄	資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)	
申告管理確認	1 構築物				
過年異動	2 機械及び装置				
番号	3 船舶				
入	4 航空機				
力	5 車両及び運搬具				
日	6 工具、器具及び備品				
増加	7 合計				

償却資産申告書（表紙）

- ① 申告書・納税通知書の送付希望先がある場合、印字している住所及び氏名を二重線で消して訂正してください。
- ② ・変更がある場合、印字している氏名を二重線で消して訂正してください。
 - ・償却資産を共有している場合、『代表者氏名 外○名』とし、備考欄に共有者全員の氏名、住所、持分割合を記入してください。
- ③ これまでに申告した資産（岡山市の台帳に登録のある資産）の種類ごとの合計の取得価額を印字しています。
- ④ 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産、令和7年1月1日以前に減少し申告がもれていた資産について、種類ごとの取得価額の合計を記入してください。
- ⑤ 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産、令和7年1月1日以前に増加し申告がもれていた資産について、種類ごとの取得価額の合計を記入してください。
- ⑥ 令和8年1月1日現在で所有されている資産の種類ごとの取得価額の合計を記入してください。
- ⑦ 一般方式で申告する場合、記入の必要はありません。
 - ※電算処理方式で全資産申告する場合は記入してください。
- ⑧ 個人の場合は12桁の個人番号（マイナンバー）、法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。
 - ◇個人番号を記入する際には本人確認資料の提出が必要です。詳細は10ページをご参照ください。
- ⑨ 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立した年月を記入してください。
- ⑩ 電話は、直通の電話番号をご記入ください。
- ⑪ 担当税理士の氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑫ 有の場合、国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しをご提出ください。
- ⑬ 有の場合、税務署長への届出書の写しをご提出ください。
- ⑭ 有の場合、備考欄にも『非課税該当』と記入のうえ、「固定資産税及び都市計画税非課税減免申請書」を掌証資料と合わせてご提出ください。
- ⑮ 有の場合、備考欄にも『特例該当』と記入のうえ、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書」を掌証資料と合わせてご提出ください。
 - ◇非課税及び課税標準の特例の詳細は、6～8ページをご参照ください。
- ⑯ 資産の所在地を記入し、事業用家屋の所有区分に○をつけてください。
 - ◇家屋の所有区分は、建物附属設備の申告の要否に関わります。詳細は3ページをご参照ください。
- ⑰ 有の場合、貸主（リース会社等）の名称等を記入してください。
 - ◇リース資産の取扱いの詳細は、4ページをご参照ください。
- ⑱ ・これまでに申告した資産と令和8年1月1日現在で所有している資産が同じ（増減がない）場合、「2. 資産増減なし」に○をつけてください。
 - ・申告すべき資産がない場合、「3. 該当資産なし」に○をつけてください。
 - ・廃業、解散、転出、合併等の変更がある場合、その内容と変更年月を詳しく記入してください。
 - ・相続した場合、『△年〇月に被相続人〇〇より相続』と記入してください。
 - ・⑭、⑮に記載のとおり、非課税や課税標準の特例に該当する場合、『特例該当』と記入してください。

10 申告書の記入例

令和8年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※ 所有者コード		所有者名		校のうち					
1	2	岡山商店 株式会社		校					
3	00000000001					校のうち			
行番	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月	④ 取得価額	⑤ 減価残存率	⑥ 課税標準額	⑦ 増加事由	⑧ 摘要
01	① 1	アスファルト舗装	1	5 7 11	500 000	10	1	①・2 3・4	1 新品取得 2 中古品取得 3 移動受入 4 その他 3 のとき岡山県 (所在地)への 移動年月
02	2	デジタル印刷機	1	5 6 4	12 000 000	4	1	①・2 3・4	7年7月 大阪市より
03	2	機械プレス	1	5 7 3	8 000 000	8	1	①・2 3・4	特例該当
04	5	フォークリフト	1	5 7 5	1 500 000	4	1	①・2 3・4	
05	6	パソコン	1	5 4 7	300 000	4	3	①・2 3・4	7年4月 倉敷市より
06	6	エアコン	1	5 3 4	250 000	6	3	①・2 3・4	申告もれ
07								①・2 3・4	
08								①・2 3・4	
09								①・2 3・4	
10								①・2 3・4	
11								①・2 3・4	
12								①・2 3・4	
13								①・2 3・4	
14								①・2 3・4	
15								①・2 3・4	
16								①・2 3・4	
17								①・2 3・4	
18								①・2 3・4	
小 計					22 550 000				

第二十六号様式別表一 (提出用)

種類別明細書（増加資産・全資産用）

- 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに増加した資産
- 令和7年1月1日以前に増加し申告もれていた資産

} について記入してください。

① 種類により1から6までの数字を記入してください。ここで記入した資産の種類ごとに取得価額の合計を算出し、償却資産申告書（表紙）の「前年中に取得したもの」に転記してください。

◇種類ごとの主な資産は、1ページをご参照ください。

② 資産の名称は、漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット・数字を使用して20文字以内で記入してください。

③ ・資産を購入、製作等した年号（令和…5、平成…4、昭和…3）及び年月を記入してください。

・1月1日取得の資産がある場合、『△年1月』と記入のうえ、摘要欄に『1月1日取得』と記入してください。

④ ・資産を取得するために実際に支出した金額または通常支出すべき金額（手数料・据付費等の附帯費用を含む）を記入してください。

・消費税の取扱いについて、税込経理方式を採用している場合は消費税込み、税抜会計方式を採用している場合は消費税抜きの金額を記入してください。

・圧縮記帳は認められませんので、圧縮前の金額を記入してください。

⑤ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数（法人税・所得税の申告に用いる耐用年数）を記入してください。

⑥ 資産が所在する区（北区…1、中区…2、東区…3、南区…4）を記入してください。

⑦ ・該当する増加事由（新品取得…1、中古品取得…2、移動受入…3、その他…4）に○をつけてください。

・移動受入の場合、摘要欄に移動年月と移動元を記入してください。

・相続の場合、4に○をつけたいえ、摘要欄に『△年□月に被相続人○○より相続』と記入してください。

⑧ 一般方式で申告する場合、記入の必要はありません。

※電算処理方式で全資産申告する場合は記入してください。

⑨ ・非課税や課税標準の特例が適用される資産がある場合は、該当の資産の欄に『非課税該当』、『特例該当』と記入してください。

◇非課税や課税標準の特例の詳細は、6～8ページをご参照ください。

・移動受入や相続の場合、⑦のとおり該当の資産の欄に必要事項を記入してください。

・その他、価額の決定等に必要事項がある場合、その内容を記入してください。

10 申告書の記入例

令和8年度

種類別明細書（減少資産用）

※ 所有者コード		北区		所有者名		1枚のうち						
1	2	→12		岡山商店 株式会社		1枚						
1	000000000001											
行番号	資産の種類	抹消コード (資産コード番号)	資産の名称等	数量	取得年月 (S:昭和 R:令和) ↓ 年 月 日	取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分	特・減・非	資産 所在区 1北区 2中区 3東区 4南区	減少年月 一部減のとき 減少額を記入	摘要
01	1	000000001	広告塔	1	S 63 3	1,000,000	10	1・2 3・4	1・2	1	年 月 年 月	
02	1	000000003	簡易問仕切り	1	H 16 9	300,000	3	1・2 3・4	1・2	1	年 月 年 月	
03	2	000000004	デジタル印刷機	1	H 21 5	7,000,000	4	1・2 3・4	1・2	1	7年 7月 年 月	
04	5	000000006	フオークリフト	1	H 26 7	1,200,000	4	1・2 3・4	1・2	1	7年 5月 年 月	
05	6	000000002	金庫	1	H 9 9	150,000	20	1・2 3・4	1・2	63	7年 12月 年 月	⑨ 東区へ移動
06	6	000000005	ロッカー	3	H 21 6	150,000	15	1・2 3・4	1・2	1	年 月 年 月	
07	6	000000007	応接セット	1	H 28 8	550,000	5	1・2 3・4	1・2	1	年 月 年 月	
08	6	000000008	パソコン	1	H 30 9	300,000	4	1・2 3・4	1・2	1	年 月 年 月	⑪ 錯誤
09	6	000000009	コピー機	1	H 31 3	250,000	5	1・2 3・4	1・2	63	年 月 年 月	所在区誤り
10	6	000000010	エアコン	2	R 21 1	③ 400,000 600,000	6	1・2 3・4	1・2	1	7年 8月 年 月	⑩ 倉敷市へ移動
11								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
12								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
13								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
14								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
15								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
16								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
17								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
18								1・2 3・4	1・2		年 月 年 月	
				小 計		⑫ 8,800,000						

種類別明細書（減少資産用）

- これまでに申告した資産（岡山市の台帳に登録のある資産）の種類、取得年月、取得価額の順に印字しています。
 - 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少または修正した資産
 - 令和7年1月1日以前に減少または修正し申告がもれていた資産
- } について記入のうえ、記入のあるページのみ提出して下さい。

- ① 減少または修正した資産の行番号に○をつけてください。
- ② 一部減少した場合、印字している数量を二重線で消して訂正してください。
- ③ 一部減少した場合、印字している取得価額を二重線で消して訂正してください。
- ④ ・該当する減少事由（売却…1、滅失…2、移動…3、その他…4）に○をつけてください。
 - ・該当する減少区分（全部…1、一部…2）に○をつけてください。
- ⑤ 価額・税額について特殊な計算を行っている資産（課税標準の特例…「特」、減免…「減」、非課税…「非」）を表示しています。
- ⑥ ・資産が所在する区（北区…1、中区…2、東区…3、南区…4）を表示しています。
 - ・移動や誤りがある場合、二重線で消して訂正のうえ、その旨を摘要欄に記入してください。
- ⑦ 減少年月の記入がない場合、令和7年中の減少として処理します。
 - ※過年度に遡及する必要がある場合は、その年月を必ず記入してください。
- ⑧ 一部減少した場合、減少した金額（訂正前の金額－訂正後の金額）を記入してください。
- ⑨ 区間移動（岡山市内の他区への移動）の場合、⑥のとおり資産所在区を訂正のうえ、摘要欄に移動先を記入してください。
- ⑩ 市外へ移動した場合、摘要欄に移動先を記入してください。
- ⑪ 耐用年数に誤りがあり修正する場合、印字している耐用年数を二重線で消して訂正のうえ、摘要欄に『錯誤』と記入してください。
- ⑫ ・減少のあった資産の取得価額の合計を記入してください。
 - ・資産の種類ごとでも取得価額の合計を算出し、償却資産申告書（表紙）の「前年中に減少したもの」に転記してください。

※一部減少がある場合、減少分（⑧の金額）を合計するように注意してください。

